

伊勢崎市小水道条例

(目的)

第1条 この条例は、小水道の設置及び維持管理を適正かつ合理的なものにすることにより、安全で衛生的な飲料水の確保を図り、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小水道 導管及びその他の工作物により、本市の区域内のみを対象として水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。ただし、水道法（昭和32年法律第177号）に規定する水道事業及び水道用水供給事業の用に供する水道、専用水道並びに臨時に設置されたものを除く。
- (2) 小水道事業 一般の需要に応じて、30人以上の者に小水道により水を供給する事業及び当該事業を行う者に対してその用水を供給する事業をいう。
- (3) 小水道事業者 小水道事業を経営する者をいう。
- (4) 専用小水道 寄宿舍、社宅、療養所等における自家用の小水道その他小水道事業の用に供する小水道以外の小水道であって、30人以上の者にその居住に必要な水を供給するものをいう。ただし、水道法の適用を受ける水道及び小水道事業の用に供する小水道から供給を受ける水のみを水源とするものを除く。
- (5) 専用自家水道 学校、事務所、事業所等における自家用の小水道その他小水道事業の用に供する小水道以外の小水道であって、30人以上の者にその飲用に必要な水を供給するものをいう。ただし、水道法の適用を受ける水道及び小水道事業の用に供する小水道から供給を受ける水のみを水源とするものを除く。
- (6) 小水道事業者等 小水道事業者又は専用小水道若しくは専用自家水道の設置者をいう。
- (7) 小水道施設 小水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、

送水施設及び配水施設（専用小水道及び専用自家水道にあつては、給水施設を含むものとし、建築物に設けられたものを除く。）であつて、当該小水道事業者等の管理に属するものをいう。

（届出）

第3条 小水道事業者は、小水道事業を開始したときは、当該小水道事業の開始の日から起算して15日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

2 専用小水道又は専用自家水道の設置者は、専用小水道又は専用自家水道を設置したときは、当該小水道施設の設置の日から起算して15日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

（変更の届出）

第4条 小水道事業者等は、前条の規定により届出をした事項に変更があつたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（休止又は廃止の届出）

第5条 小水道事業者等は、給水の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（給水義務）

第6条 小水道事業者は、給水区域内の需要者から給水契約の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 小水道事業者は、当該小水道により給水を受ける者に対し、常時水を供給しなければならない。ただし、災害その他正当な理由があつてやむを得ない場合は、給水区域の全部又は一部につき給水を停止することができる。

（水質検査）

第7条 小水道事業者等は、規則で定めるところにより、定期及び臨時の水質検査を行わなければならない。

2 小水道事業者等は、前項に規定する水質検査を行ったときは、規則で定めるところにより、当該水質検査の結果を速やかに市長に報告しなければならない。

（衛生上の措置）

第8条 小水道事業者等は、小水道施設の管理及び給水に関し、次に掲げる基準に従い、衛生上必要な措置を講じなければならない。

- (1) 常に清潔にし、水の汚染の防止を十分に行うこと。
- (2) みだりに人畜が立ち入って水が汚染されるのを防止するため、必要に応じて柵の設置又は施錠等の措置を講ずること。
- (3) 原水の質により必要があるときは、規則で定めるところにより、消毒をした上で給水すること。

(報告の徴収及び立入検査)

第9条 市長は、小水道の管理又は小水道事業の適正を確保するため必要があると認めるときは、小水道事業者等から必要な報告を徴し、又はその職員に事務所及び小水道施設のある場所に立ち入らせ、必要な検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う場合は、その職員は、その身分を明らかにする証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(改善の指示及び給水停止命令)

第10条 市長は、小水道について、衛生上又は保安上必要があると認めるときは、当該小水道事業者等に対し、期間を定めて、当該小水道施設を改善するよう指示することができる。

2 市長は、小水道事業者等が前項の規定に基づく指示に従わない場合において、給水を継続させることが当該小水道の利用者の健康を害すると認めるときは、その指示に係る事項を履行するまでの間、給水を停止するよう命ずることができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に群馬県小水道条例

（昭和 33 年群馬県条例第 67 号）の規定により群馬県知事が行った処分、
手続その他の行為又は群馬県知事に対して行われた申請その他の行為で、施
行日以後に、新たに市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るもの
は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。